

# 日本公民館学会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、日本公民館学会（The Japan Society for the Study of KOMINKAN）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、会員相互の連絡を図りつつ、公民館を始めとする社会教育・生涯学習機関・施設及び関連するさまざまな機関・施設に関する研究を行い、もって公民館の発展普及に資することを目的とする。

## 第2章 事業

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の研究の促進、連絡及び共同研究に関すること
- (2) 研究大会及び研究会の開催に関すること
- (3) 日本公民館学会年報（以下「年報」という。）、学会通信その他刊行物の発行及び普及に関すること
- (4) 公民館及び公民館関連領域に関する資料の収集・発信に関すること
- (5) 内外の各種関連学会及び研究機関等との交流並びに資料・情報の交換に関すること
- (6) その他前条の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

### (会員及び会員の義務)

第4条 本会会員（以下「会員」という。）の資格及び入退会の手続きは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同し、この会則を認める者は、会員となることができる。
- (2) 本会に入会しようとする者は、入会申込書その他必要な書類を事務局に提出するものとする。
- (3) 入会に際して、会員の紹介がある場合は紹介者の氏名を入会申込書に記すものとする。但し、紹介者がいない場合はこの限りでない。
- (4) 会員は、所定の入会手続きを行い、理事会の承認を経て、当該年度の会費を納入した者とする。
- (5) 本会を退会する際には、退会申請書を事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。
- (6) 会員は、第6条に定める会費を納入する義務を負う。

### (会員の権利)

第5条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 研究大会、研究会その他本会が開催する事業（以下「研究大会等」という。）へ参加すること
- (2) 研究大会等において研究発表等を行うこと
- (3) 年報、学会通信その他各種刊行物に投稿すること
- (4) 役員を選出し、又は選出されること (5) 年報、学会通信、会員名簿、研究大会プログラムその他各種刊行物の提供を受けること

2 会費納入が一定期間を超えて滞った場合は、会員の権利の一部を制限されることがある。

（会費）

第6条 本会の会費及び納入については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会費は、年額 7,000 円とする。ただし、現に大学に在籍する者等理事会で認めた者（以下「学生会員等」という。）については会費を 4,000 円とすることができる。
- (2) 3 年度分以上の会費納入を怠った者は、理事会において退会したものとみなす。

#### 第4章 役員等

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1 名 副会長 2 名 理事若干名 事務局長 1 名 監査 2 名

- 2 前項のほか、事務局次長 1 名を置くことができる。また、会長が必要と認めるときは副会長 1 名を増員することができる。
- 3 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。役員に欠員を生じた場合は、理事会においてこれを選出するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、本会の会務を審議し、分担執行する。
- (4) 事務局長は、理事会の決定に基づき必要な事務を処理する。事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 監査は、事業及び会計を監査する。

（役員の選出）

第9条 本会の役員の選出は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長、副会長、事務局長及び事務局次長は、理事の中から理事会において選出し、総会で承認を得るものとする。
- (2) 理事は、選挙によって会員の中から選出する。選挙によって選出される理事（以下「選挙選出理事」という。）の定数その他の選挙に関する規程は、別に総会で定める。
- (3) 会長は、選挙選出理事のほかに理事を委嘱する（以下「会長推薦理事」という。）ことができる。会長推薦理事は、選挙選出理事の 3 分の 1 以内とし、理事会の議を経て、総会に推薦し、承認を得るものとする。
- (4) 監査は、理事会が推薦し、総会で承認を得るものとする。

(事務局及び幹事)

第10条 本会に事務局を置き、事務局長が掌理する。

2 事務局は、会長の指定する事務所内に置くものとし、事務所の所在地については別に定める。

3 事務局に、幹事若干名を置くことができる。

4 幹事は、事務局長の推薦により会長が委嘱する。

5 幹事は、事務局長の指示を受け、会務を処理する。

## 第5章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。

(総会)

第12条 総会は、年1回、会長が招集する。ただし、会務の遂行上、緊急に必要がある場合は、臨時総会を開くことができる。

2 総会の決議事項は、別に定めのある事項を除き、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び事業報告に関すること

(2) 予算及び決算に関すること

(3) 会長その他役員の承認に関すること

(4) 会則の変更に関すること

(5) その他理事会が必要と認める重要事項

(理事会)

第13条 理事会は、監査を除く役員をもって構成し、会長が招集する。

2 理事会は、総会提出事項の決定及び規程の制定等重要会務を議決し、執行する。

## 第6章 組織

(部会及び委員会)

第14条 本会に、専門的業務を遂行するため部会及び委員会を置くことができる。部会及び委員会に関する規程は理事会で別に定める。

## 第7章 会計

(会計)

第15条 本会の収入は、会費、負担金、寄付金その他の金員とし、支出は本会運営に必要なすべての経費とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、10月1日から翌年の9月30日までとする。

## 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な規程の制定又は変更は、理事会に

において定め、直近の総会に報告するものとする。

（附則）

第 18 条 本会則は、2018 年 12 月 15 日から実施する。

本会則は、2023 年 11 月 26 日から実施する。

## 日本公民館学会の事務所に関する内規

（目的）

第 1 条 この内規は、日本公民館学会（以下「本会」という）会則第 10 条第 2 項の規定による事務所の所在地を定めるためのものである。

（所在地）

第 2 条 本会の事務所を、茨城県つくば市天王台 1-1-1 筑波大学人間系（生涯学習・社会教育学研究室）に置く。

附則

この内規は、2023 年 11 月 26 日から実施する。